

「交通信号工事設計ハンドブック 令和３年度版」補遺

No.	頁	補遺	掲載日
1	18	「3.4.8 多現示化 ③」の後に次の内容を追加 ④ 左折車と歩行者の分離を行う場合は、 ・左折車からの横断歩行者の見通しが悪い。 ・横断歩行者が多いために左折車両の処理効率が極めて低い。 ・左折車の接近速度が高く、重大事故に繋がる危険性が高い。 ・左折専用レーン及び左折車が滞留できる左折レーン長がある。 等の合理的理由が必要。 ⑤ 右折車と直進車を完全に矢印によって分離する「右直分離」の実施条件は以下のとおり。 ・構造物等によって右折車の視距が阻害されている。 ・十分な長さの右折専用車線がある。 ・右直分離方向の左折車から横断歩行者の視認性が良いこと。(左折車が矢印現示となるため) ・右折需要の変動が大きい交差点では右折矢印時間の有効活用を図るため右折感応制御または車線別感応制御を併用する。 ⑥ 矢印表示をする場合は、矢印現示に見合った専用レーンを必要とする。	R5.8.1